

株 主 各 位

大阪府中央区瓦町二丁目3番15号
燦キャピタルマネージメント株式会社
代表取締役社長 前 田 健 司

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、誠にお手数ですが、後記の株主総会参考書類をご検討頂き、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成25年6月27日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送頂きたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区瓦町三丁目5番7号 野村不動産御堂筋ビル地下1階
野村コンファレンスプラザ大阪御堂筋 「コンファレンスルームL」
（ご来場の際は、最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第21期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第21期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役1名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sun-capitalmanagement.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sun-capitalmanagement.co.jp/>) に掲載致しますのでご了承下さい。

事業報告

平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、東日本大震災の復興需要による緩やかな景気回復の兆しや、政権交代、第二次安倍内閣誕生に伴う景気対策への期待感による円安・株高の動きがある一方で、欧州の財政問題や中国などの海外経済情勢への懸念など、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの主な事業領域である金融・不動産市況では、特に政権交代後、大胆な金融緩和政策をはじめとした経済財政運営に対する期待感を背景に国内金融・不動産市場にも持ち直しの動きが見られる一方で、海外経済情勢への懸念などもあり、先行きについては依然として不透明な状況であります。

このような市場環境の下、当社グループは、上場以来の中核事業である地方の不動産を中心とした事業展開をより深耕させ、シナジー効果を活かしながら事業自体をも投資対象とした投資事業及び投資マネジメント事業へと事業のリストラクチャリング（再構築）を図って参りました。

当連結会計年度における具体的な営業施策は、以下のとおりでございます。

- ・国内不動産に係る開発事業取組み
- ・海外不動産に係るアドバイザーサービス・アセットマネジメント事業取組み
- ・有限責任事業組合を活用した地域（北九州）に根ざした活性化事業取組み
- ・その他不動産に限らない投資案件のM&A仲介、アドバイザーサービス事業取組み

それぞれ次期以降の将来の収益につながる成果を上げることができたものの、当連結会計年度においては、販売費及び一般管理費等を吸収できる程にまで売上を計上するには到りませんでした。

そのような中、新たな収益機会の創出等のため当社資金を確保する必要性もあり、当社資産である燦アセットマネジメント株式会社（現 サムティアセットマネジメント株式会社。以下、同様）及び株式会社グランドホテル松任等の株式等を売却する運びとなり、関係会社株式売却損、事業整理損を計上するに到っております。

また、貸倒引当金繰入額、事業損失引当金繰入額及び減損損失をそれぞれ計上したこと等により、当連結会計年度においては、特別損失を1,211百万円計上するに到っております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,126百万円（前年同期比19.0%減）、営業損失は230百万円（前年同期は206百万円の営業損失）、経常損失は275百万円（前年同期は262百万円の経常損失）、当期純損失は1,466百万円（前年同期は392百万円の当期純損失）となりました。その結果、101百万円の債務超過の状態に至っております。

このような厳しい状況及び今後の財務状況を勘案し、誠に遺憾ではございますが、当連結会計年度末の配当につきましては無配とさせて頂きたく存じます。株主の皆様には、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げますとともに、今後の業績の回復及び債務超過の解消に向け努力して参る所存であります。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

（投資事業）

投資事業につきましては、当社保有の不動産からの賃料収入、ゴルフ場売上、ホテル売上等の結果により、投資事業の売上高は947百万円（前年同期比11.3%減）、セグメント損失（営業損失）は259百万円（前年同期は236百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

（アセットマネージメント事業）

アセットマネージメント事業につきましては、アセットマネージメント業務報酬、ファンドからの管理フィー、ファイナンスアレンジによるアレンジメントフィー等を計上したこと等の結果により、アセットマネージメント事業の売上高は115百万円（前年同期比30.8%減）、セグメント損失（営業損失）は18百万円（前年同期は55百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

なお、当連結会計年度において、当セグメントの中核子会社である燦アセットマネージメント株式会社を売却したことが、当セグメント売上高減少の大きな要因であります。

（その他の事業）

その他の事業につきましては、アドバイザー業務報酬等の結果により、その他の事業の売上高は63百万円（前年同期比59.3%減）、セグメント利益（営業利益）は20百万円（前年同期比66.8%減）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、81百万円であります。その主要なものは、当社北九州オフィス開設、鳥取カントリー倶楽部株式会社によるカート等の取得及びNQ屋台街有限責任事業組合による屋台街事業の初期投資等によるものであります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度は、資本市場での社債及び新株式の発行による資金調達は行いませんでした。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	1,323,325	1,069,581	1,391,396	1,126,718
経常利益または損失(△)(千円)	172,978	△259,341	△262,212	△275,324
当期純利益または損失(△)(千円)	18,406	△375,472	△392,911	△1,466,449
1株当たり当期純利益または損失(△)(円)	328.59	△6,353.18	△6,648.26	△24,813.03
総資産(千円)	9,429,558	8,007,581	6,893,334	3,197,434
純資産(千円)	3,435,623	2,689,321	2,494,003	533,795

- (注)1. 平成22年3月期において、平成21年9月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。なお、1株当たり当期純利益は期首に分割が行われたものとして記載しております。
2. 平成22年3月期において、第三者割当による新株式発行を行っております。なお、1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

5. 対処すべき課題

当連結会計年度における我が国の経済は、東日本大震災の影響による厳しい状況から徐々に持ち直す動きや、第二次安倍内閣の経済政策『アベノミクス』による為替の円安への動き、日経平均株価の回復等が見られるものの、昨年までの民主党政権下での円高の長期化、中東諸国における政情不安、EU諸国における経済不安等により、景気の先行きは未だ不透明な状況と言わざるを得ません。

このような環境の中、当社グループは、従来より金融情勢及び不動産市況等に左右されない企業体質の構築のために、金融機関からの支援体制強化等を行って参りました。今後も引き続き財務基盤安定への取組みを行い、中長期的なスタンスで投資事業・投資マネジメント事業を行うことにより、経営の安定化及び業績の安定化に努めて参る所存でございます。なお、併せて

① 安定収益の確保

当社グループでは、安定した収益の確保につながる管理SPCの増加、及びアセットマネジメント業として管理する資産の増加を目的として、情報網の構築、案件に対する企画力の強化、機動的な社内体制の整備に取り組んで参ります。

② 財務基盤の強化

当社グループが投資事業・投資マネジメント事業を行うためには、金融機関とのリレーションシップが必要不可欠であります。市場環境変化に左右されず安定した資金調達を行うために、金融機関とは密接な情報交換を行い、信頼関係の構築に取り組んで参ります。

③ 債務超過の解消

当社グループは、当連結会計年度末におきまして、債務超過となったことから、財務基盤の安定のため、事業損失引当金等の早期解消及び資本増強策の検討を積極的に進めて参ります。

④ 経営管理体制の強化

当社グループの事業領域である金融・不動産分野では、関連する法令が多様化・高度化しており、各種業務に伴い発生するリスクは大きなものとなっております。また、法令順守に対する企業の社会的責任は重大であり、当社グループでは多様化するリスクを正しく把握し、対処しながら収益を上げていくとともに、コンプライアンスの強化を最重要視した経営管理体制の構築に取り組んで参ります。

さらに、経営の透明性を高め、市場から信頼される財務報告等の開示体制を構築するため、現在社内に不足している経理部門の人員の採用及び能力不足の解消等の体制強化を早期に努めて参ります。

なお、今後も外部環境に対し柔軟に対応していけるよう、事業計画の更新を積極的に行い、それを実践し、高機能・高専門性を基盤として常に進化し続ける企業集団として企業価値を増大させ、世界的に通用する投資会社を目指して努力し続ける所存でございます。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも相変らぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金または出資金	議決権比率・出資比率 (%)	主な事業内容
① 鳥取カントリー倶楽部 株式会社	150,000千円	100.00	ゴルフ場運営事業
② NQ屋台街有限責任事業組合	有限責任組員 45,000千円	44.44 (88.89)	屋台村の管理・運営
③ 合同会社NQ屋台村	300千円	100.00	屋台村の管理・運営
④ 北斗第15号 投資事業有限責任組合	無限責任組員 2,000千円 有限責任組員 38,000千円	100.00	投資事業
⑤ 北斗第18号 投資事業有限責任組合	無限責任組員 41,578千円 有限責任組員 498,936千円	100.00	投資事業
⑥ 北斗第19号 投資事業有限責任組合	無限責任組員 50,000千円 有限責任組員 680,000千円	100.00	投資事業

- (注) 1. 上記②及び③については、当連結会計年度において重要性が増したため、それぞれ連結の範囲に含めております。
2. 上記④から⑥に対しては、当社が無限責任組員としてそれぞれ2,000千円、41,578千円、50,000千円出資しております。上記④から⑥に対しては当社が業務執行権を有することから、議決権比率がそれぞれ100.00%となっております。
3. 上記①から⑥はすべて当社の連結子会社であります。
4. 前連結会計年度末において連結子会社であった燦アセットマネジメント株式会社につきましては、当連結会計年度に全株式を譲渡したことにより、同社及び同社の子会社スプリング投資事業有限責任組合を連結子会社から除外しております。また、同じく前連結会計年度末において連結子会社であった株式会社グランドホテル松任及びSCM SOUTHRIDGE, LLC (現、AAI LEASING, LLC。以下、同様)につきましても、当連結会計年度に全株式及び全出資持分をそれぞれ譲渡したことにより、それぞれ連結子会社から除外しております。
5. 議決権比率・出資比率 (%) の (内数) は、間接所有であります。

7. 主要な事業の内容（平成25年3月31日現在）

事業部門	事業内容
投資事業	自己投資業務、投資スキームの企画・設計・構築
アセットマネジメント事業	ストラクチャーアレンジメント受託業務、アセットマネジメント受託業務
その他の事業	フィナンシャルアドバイザー業務、コンバージョン等の資産価値向上業務、仲介業務、その他コンサルティング業務

8. 主要な営業所（平成25年3月31日現在）

(1) 当社

名称	所在地
本社	大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

(2) 重要な子会社

名称	所在地
鳥取カントリー倶楽部株式会社	鳥取県鳥取市洞谷856番地1
NQ屋台街有限責任事業組合	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
合同会社NQ屋台村	大阪市中央区瓦町二丁目3番15号
北斗第15号投資事業有限責任組合	大阪市中央区瓦町二丁目3番15号
北斗第18号投資事業有限責任組合	大阪市中央区瓦町二丁目3番15号
北斗第19号投資事業有限責任組合	大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

9. 従業員の状況（平成25年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
31名	△45名

(注) 従業員数が前連結会計年度末に比べて45名減少しておりますが、これは当連結会計年度において、当社グループの事業リストラクチャリングの一環として、燦アセットマネジメント株式会社及び株式会社グランドホテル松任の株式譲渡、並びに当社の人員削減等を行ったことによるものであります。

(2) 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9名	△18名	34.8歳	5.1年

(注) 従業員数が前事業年度末に比べて18名減少しておりますが、これは当事業年度において、事業リストラクチャリングの一環として、人員削減等を行ったことによるものであります。

10. 主要な借入先（平成25年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,010,000千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	729,500千円
株式会社ISホールディングス	558,333千円

II. 株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 発行可能株式総数 | 146,400株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 59,100株 |
| 3. 株主数 | 1,298名 |
| 4. 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
前 田 健 司	16,280	27.54
株 式 会 社 IS ホ ー ル デ ィ ン グ ス	14,929	25.26
佐 々 木 康 裕	2,851	4.82
増 田 洋 介	1,871	3.16
バンク ジュリウス ベア アンド カンパニー リミテッド	1,410	2.38
田 中 沙 代 子	1,000	1.69
株 式 会 社 ユ ニ オ ン	600	1.01
細 羽 強	462	0.78
小 泉 和 夫	410	0.69
渡 部 眞 佐 男	400	0.67

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、普通株式の売買単位を100株とするため、平成25年10月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき100株の割合をもって分割するとともに、当社の普通株式に係る単元株式数を1株から100株に変更することを、平成25年6月10日の取締役会にて決議いたしました。この株式分割及び単元株式数の変更に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成18年8月31日開催取締役会決議による新株予約権

① 保有者数

取締役 1名

② 新株予約権の数

10個

③ 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 60株

④ 新株予約権の払込金額

無償

⑤ 新株予約権の行使価額

83,334円

⑥ 新株予約権の行使期間

平成22年3月1日から平成27年2月28日まで

⑦ 新株予約権の行使条件

ア 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役及び監査役であることを要するものとする。但し、任期満了による退任、その他別途取締役会で定める正当な理由で退任した場合は権利行使をなしうるものとする。

イ 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を相続できないものとし当該新株予約権は消滅する。

ウ その他の条件は当社取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」にて定める。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成22年2月12日開催の取締役会決議により、株式会社ISホールディングスを割当先として、平成22年3月1日に第2回新株予約権（第三者割当）を発行しております。

なお、本新株予約権の発行以前に、平成21年12月1日付で、同社から劣後特約付金銭消費貸借契約（以下、「劣後ローン契約」といいます。）により総額500百万円調達しており、本新株予約権はその担保として発行したものであります。

平成22年2月12日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の数
143個
- ② 新株予約権の目的である株式の種類及び数
普通株式 14,300株
- ③ 新株予約権の払込金額
無償
- ④ 新株予約権の行使価額
35,000円
- ⑤ 新株予約権の行使期間
平成22年3月1日から平成27年2月28日まで
- ⑥ 新株予約権の行使条件
 - ア ⑤の定めに拘らず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においてのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。
 - (ア) 劣後ローン契約に基づく元本または利息の支払が繰り延べられた場合
当該事由が生じた日以降の期間
 - (イ) 当社の普通株式について、日本のいずれかの金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）において上場廃止された場合（但し、上場廃止基準に抵触しない、または抵触するおそれのない状況において、当社の意思により、当社が、当社の普通株式が上場されている金融商品取引所に対して上場廃止申請を行った場合（当該金融商品取引所以外の他の金融商品取引所に当社の普通株式が上場されている場合に限る。）を除く。）
当該事由が生じた日以降の期間

- (ウ) 当社の普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転その他これらに準ずる会社組織の変更に係る行為が行われることが公表された場合
当該事由が生じた日以降の期間
- (エ) 取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場をいう。）において当社の普通株式が整理銘柄または整理ポストに指定された場合（但し、上場廃止基準に抵触しない、または抵触するおそれのない状況において、当社の意思により、当社が、当社の普通株式が上場されている金融商品取引所に対して上場廃止申請を行った場合（当該金融商品取引所以外の他の金融商品取引所に当社の普通株式が上場されている場合に限る。）を除く。）
当該事由が生じた日以降の期間
- (オ) 当社に対して公開買付け開始公告（金融商品取引法第27条の3第1項に規定する公告をいう。）がなされた場合
当該公告に係る公開買付けが終了した時または中止されることが公表された時までの期間
- (カ) 当社が本新株予約権の行使制限を解除する旨を取締役会で決議し、新株予約権者に対して書面で通知した場合
当該通知で定める期間（但し、当該通知において期間に関する定めがない場合、新株予約権者が当該通知を受領した日以降の期間）
- イ 劣後ローン債権の全額が返済された場合、かかる劣後ローン債権の全額の返済がなされた日以降、本新株予約権の行使はできないものとする。
- ウ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- エ 各本新株予約権の一部行使はできない。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成25年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
前田 健司	代表取締役社長	鳥取カントリー倶楽部株式会社代表取締役会長
川崎 貴生	取締役兼 投資事業本部長	
金森 昭彦	取締役	Advanced Estat Capital Adviser International, Inc. 取締役
河合 徳彦	常勤監査役	大阪投資マネージメント株式会社監査役
金子 歩	監査役	株式会社ISホールディングス取締役 株式会社アイネット証券取締役 株式会社アース・カー取締役 株式会社グランドホテル松任監査役 大阪投資マネージメント株式会社監査役
三嶋 政美	監査役	公認会計士・税理士 三嶋事務所 代表

- (注) 1. 取締役佐々木康裕氏は、平成24年6月28日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任致しました。
2. 平成24年12月14日に取締役宮本則昭氏、岡田和則氏、松本一郎氏は辞任により退任致しました。
3. 監査役岸川浩一氏及び中島洋氏は、平成24年6月28日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任致しました。
4. 監査役全員は、社外監査役であります。なお、河合徳彦氏は株式会社大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 監査役三嶋政美氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

地位	員数	報酬等の総額
取締役	7名	56,510千円（うち社外取締役 0名 0千円）
監査役	5名	10,505千円（うち社外監査役 5名 10,505千円）

- (注) 1. 当社には、使用人兼務取締役は存在しません。
2. 平成17年3月14日開催の臨時株主総会において決議された取締役の報酬額は、年額100,000千円以内であります。
3. 平成14年6月24日開催の第10期定時株主総会において決議された監査役の報酬額は、年額50,000千円以内であります。
4. 上記の取締役の支給人員には、平成24年6月28日付をもって退任した1名及び平成24年12月14日付をもって辞任した3名を含んでおります。
5. 上記の監査役の支給人員には、平成24年6月28日付をもって辞任した2名を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先
社 外 監 査 役	河 合 徳 彦	大阪投資マネージメント株式会社監査役
社 外 監 査 役	金 子 歩	株式会社ISホールディングス取締役 株式会社アイネット証券取締役 株式会社アース・カー取締役 株式会社グランドホテル松任監査役 大阪投資マネージメント株式会社監査役
社外監査役	三 嶋 政 美	公認会計士・税理士 三嶋事務所 代表

- (注) 1. 監査役河合徳彦氏及び監査役金子歩氏が兼職する大阪投資マネージメント株式会社は、当社の関連会社であります。なお、大阪投資マネージメント株式会社は平成24年1月11日付で解散を決議し、現在清算手続き中であります。
2. 監査役金子歩氏が兼職する株式会社ISホールディングスは、当社の議決権の25.26%を保有する大株主であります。なお、同社との間の資本・業務提携契約については、平成25年3月25日付で合意解約しております。
3. 監査役金子歩氏が兼職する株式会社アイネット証券は、当社の大株主である株式会社ISホールディングスの100%子会社であります。
4. 監査役金子歩氏が兼職する株式会社グランドホテル松任は、当社の連結子会社でありましたが、平成25年2月25日付の株式譲渡により、同社は当社の大株主である株式会社ISホールディングスの子会社となっております。株式会社グランドホテル松任と当社の間には重要な取引その他の関係はありません。
5. 監査役三嶋政美氏が兼職する公認会計士・税理士 三嶋事務所と当社の間には重要な取引その他の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 監 査 役	河 合 徳 彦	当期開催の取締役会20回のうち20回に出席し、また、当期開催の監査役会20回のうち20回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	金 子 歩	当期開催の取締役会20回のうち18回に出席し、また、当期開催の監査役会20回のうち20回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	三 嶋 政 美	就任後開催された取締役会16回のうち13回に出席し、また、就任後開催の監査役会16回のうち14回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員と、当社定款に基づき、当社に対する損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 20,000千円

当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の
利益合計額 20,000千円

(注) 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

法令に定める事由または会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等に、必要に応じて解任または不再任に関する決定を行う方針です。

VI. 業務の適正を確保するための体制

当社は、以下の内部統制システム構築の基本方針を定めております。

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、当社の重要な経営方針・規範、取締役会規程およびコンプライアンス規程の制定をし、率先垂範して取り組むと共に、全役職員に周知徹底を行う。
 - ② 取締役会は、職務権限規程および業務分掌規程の制定をし、職務の執行について責任と範囲を明確に定める。
 - ③ 監査役は、コンプライアンス体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監査し、必要に応じ改善を助言または勧告する。
 - ④ 内部監査部門は各部門の業務を監視し、不正の防止・発見およびその改善を行う。
 - ⑤ 経営管理本部（法務部）をコンプライアンスの推進部門とし、対外的な契約のチェック、関連規程の作成および見直し、ならびに全役職員への周知徹底を行う。
 - ⑥ 当社の役職員は、コンプライアンス上疑義ある行為を発見した場合、内部通報制度規程に従って、内部監査部門に報告するものとする。内部監査部門は調査の結果について、代表取締役社長、監査役に報告を行い、法令等（法令、定款、社内規程、企業倫理、社会規範等の総称をいう。）違反行為等が明らかとなった場合には、通報者の保護に配慮しつつ、速やかに是正措置および再発防止措置を講じる。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む。以下、「情報等」という。）の取扱いについて、情報管理規程および文書管理規程を制定し、当該規程に従い、それぞれの担当部署に適切に当該情報等を保存および管理させ、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 経営管理本部（法務部）をリスク管理統括部門とし、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。
 - ② 取締役会は、経営管理本部（法務部）より重要なリスク情報について報告を受け、当該リスクへの対応やその他必要な施策を実施する。
 - ③ 取締役会は、不測の事態が発生した場合の対応を含むリスク管理規程等の管理体制を整備し、有事には当該規程等に基づいて代表取締役社長直轄の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、損失を最小限に食い止める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、事業環境の動向を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門は、当該計画の達成に向けて具体的な行動計画を立案する。
 - ② 取締役会は、取締役会規程ならびに稟議規程および稟議事項明細書を制定し、取締役会決議、社長決裁等の決裁権限を明確に定める。
 - ③ 取締役会は、取締役会が定める代表取締役社長およびその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌に基づき、代表取締役社長およびその他の業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせる。
 - ④ 取締役会は、日常の業務遂行に際して、職務権限規程および業務分掌規程等を制定し、当該規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者は業務を遂行する。
 - ⑤ 業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
 - ⑥ 経営管理本部長は、月次の業績を迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会に報告する。また、業績管理の一環として、予算会議を開催し、目標未達要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
5. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 取締役会は、当社グループ共通の企業理念・倫理規範を策定し、当社グループ全体に周知徹底を行う。
 - ② 当社グループが行う取引については、法令、定款、企業会計の基準、税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
 - ③ 内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を実施または統括し、子会社等に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を構築する。
 - ④ 当社は、監査役が、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう会計監査人および内部監査部門との十分な情報交換が行える体制を構築する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を配置すると共に、必要に応じて、内部監査部門を中心とした関係各部門は、そのサポートを行う。
7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、経営管理本部長等の指揮命令を受けない。
 - ② 監査役の職務を補助すべき使用人を配置した場合、当該使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分等に対して、監査役の同意を得なければならない。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、監査役会規程および監査役監査基準に従い、監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役会および重要な会議に出席、稟議書等業務に関する重要な文書を読覧、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める等、監査役の会社情報に対するアクセス権を保証する。
 - ② 当社は、監査役会が、会計監査人から会計監査内容についての説明を受け、情報交換など連携を図る機会を保証する。
 - ③ 当社は、監査役会が、必要に応じて独自に弁護士その他の専門家を活用することができる体制を保証する。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ① 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。
 - ② 代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。
11. 反社会的勢力を排除するための体制
 - ① 取締役会は、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たない旨を「コンプライアンス基本方針」において定め、全役職員に周知徹底を図る。
 - ② 経営管理本部（法務部）は、反社会的勢力対応規程および反社会的勢力実務対応マニュアルの運用管理を徹底する共に、反社会的勢力排除における適切な助言、協力を得ることができるよう、外部専門機関との連携を強化する。

(注) 本事業報告に記載の金額、株式数及び数値は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	169,046	流 動 負 債	1,124,096
現金及び預金	116,912	買掛金	2,511
売掛金	14,649	短期借入金	23,300
有価証券	0	1年内返済予定の長期借入金	852,744
商品	5,184	リース債務	2,652
貯蔵品	367	未払金	27,130
その他	35,898	未払法人税等	3,461
貸倒引当金	△3,967	事業損失引当金	103,640
固 定 資 産	3,028,388	その他	108,655
有 形 固 定 資 産	294,991	固 定 負 債	1,539,542
建物及び構築物	131,099	長期借入金	1,527,167
機械装置及び運搬具	769	リース債務	9,891
工具、器具及び備品	4,351	その他	2,483
コース勘定	99,630		
土地	47,405	負 債 合 計	2,663,639
リース資産	11,734		
無 形 固 定 資 産	819	純 資 産 の 部	
その他	819	株 主 資 本	△101,724
投 資 そ の 他 の 資 産	2,732,577	資本金	866,250
投資有価証券	749,157	資本剰余金	731,250
出資金	8,917	利益剰余金	△1,699,224
長期貸付金	12,000	少数株主持分	635,519
投資不動産	1,943,038		
その他	156,828	純 資 産 合 計	533,795
貸倒引当金	△137,364	負 債 純 資 産 合 計	3,197,434
資 産 合 計	3,197,434		

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	1,126,718
売上原価	323,624
売上総利益	803,093
販売費及び一般管理費	1,033,897
営業損失	230,803
営業外収益	
受取利息	2,365
受取配当金	16,430
持分法による投資利益	9,248
そののれんの償却額	48,958
その他	13,040
営業外費用	
支払利息	103,343
支払手数料	1,002
その他	30,217
経常損失	134,563
特別利益	275,324
持分変動利益	3,903
特別損失	3,903
固定資産売却損	1,302
減損損失	432,451
貸倒引当金繰入額	77,650
投資有価証券評価損	2,749
投資関係会社株式売却損	18,971
関係会社株式売却損	999
その他の関連会社有価証券売却損	100,109
事業の整理損	5,969
事業損失引当金繰入額	440,593
その他	103,640
	27,481
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純損失	1,211,921
匿名組合損益分配額	1,483,342
税金等調整前当期純損失	△8,825
法人税、住民税及び事業税	1,474,517
法人税等調整額	7,995
少数株主損益調整前当期純損失	8,596
少数株主損失	1,483,113
当期純損失	16,663
	1,466,449

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成24年4月1日残高	866,250	731,250	△225,228	1,372,271
連結会計年度中の変動額				
当期純損失	-	-	△1,466,449	△1,466,449
連結範囲の変動	-	-	△7,545	△7,545
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△1,473,995	△1,473,995
平成25年3月31日残高	866,250	731,250	△1,699,224	△101,724

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成24年4月1日残高	404	404	1,121,327	2,494,003
連結会計年度中の変動額				
当期純損失	-	-	-	△1,466,449
連結範囲の変動	-	-	-	△7,545
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△404	△404	△485,807	△486,212
連結会計年度中の変動額合計	△404	△404	△485,807	△1,960,208
平成25年3月31日残高	-	-	635,519	533,795

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	121,469	流動負債	1,061,114
現金及び預金	76,253	短期借入金	14,990
売掛金	2,643	1年内返済予定の長期借入金	843,444
前払費用	3,201	未払金	1,437
短期貸付金	21,000	未払費用	16,852
その他	24,573	未払法人税等	2,932
貸倒引当金	△6,202	預り金	1,303
固定資産	2,318,041	前受収益	1,592
有形固定資産	861	事業損失引当金	103,640
工具、器具及び備品	861	仮受金	40,960
無形固定資産	819	その他	33,961
その他	819	固定負債	1,455,760
投資その他の資産	2,316,360	長期借入金	1,454,388
投資有価証券	614	繰延税金負債	1,371
関係会社株式	234,895	負債合計	2,516,874
その他の関係会社有価証券	101,592	純資産の部	
出資金	5,917	株主資本	△77,363
関係会社出資金	2,700	資本金	866,250
長期貸付金	12,000	資本剰余金	731,250
長期前払費用	482	資本準備金	731,250
投資不動産	1,943,038	利益剰余金	△1,674,863
破産更生債権	129,864	利益準備金	15,930
その他	22,621	その他利益剰余金	△1,690,793
貸倒引当金	△137,364	繰越利益剰余金	△1,690,793
		純資産合計	△77,363
資産合計	2,439,511	負債純資産合計	2,439,511

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

平成24年 4月 1日から
平成25年 3月 31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	325,596
売上原価	142,577
売上総利益	183,018
販売費及び一般管理費	351,376
営業損失	168,358
営業外収益	
受取利息	4,990
業務受託料	15,943
投資事業組合運用益	1,432
その他	1,878
	24,245
営業外費用	
支払利息	89,673
支払手数料	1,002
貸倒引当金繰入額	13,573
その他	30,948
	135,197
経常損失	279,310
特別損失	
固定資産売却損	1,302
減損損失	432,451
事業損失整理損	285,568
事業損失引当金繰入額	103,640
貸倒引当金繰入額	77,650
投資事業組合運用損	781
投資有価証券売却損	18,971
投資有価証券評価損	2,749
関係会社株式売却損	60,000
関係会社株式評価損	999
	984,117
税引前当期純損失	1,263,427
法人税、住民税及び事業税	2,120
法人税等調整額	△127
当期純損失	1,265,421

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
平成24年4月1日残高	866,250	731,250	731,250	15,930	△425,371	
事業年度中の変動額						
当期純損失	－	－	－	－	△1,265,421	△1,265,421
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△1,265,421	△1,265,421
平成25年3月31日残高	866,250	731,250	731,250	15,930	△1,690,793	△1,674,863

	株主資本	純資産合計
	株主資本合計	
平成24年4月1日残高	1,188,058	1,188,058
事業年度中の変動額		
当期純損失	△1,265,421	△1,265,421
事業年度中の変動額合計	△1,265,421	△1,265,421
平成25年3月31日残高	△77,363	△77,363

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月6日

燦キャピタルマネージメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 浩 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 羽 津 隆 弘 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、2期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当連結会計年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上した結果、債務超過の状況となっている。借入金を含む一部の債務の支払いに関し延滞が発生しており、期末日現在、期限の利益喪失事由に該当している。また、平成25年3月25日に株式会社ISホールディングスとの資本・業務提携の解消に関する合意書を締結した結果、同社からの新たな資金調達が困難な状況となっている。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成25年6月6日

燦キャピタルマネージメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松 本 浩 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 羽 津 隆 弘 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において、2期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上した結果、債務超過の状況となっている。借入金を含む一部の債務の支払いに關し延滞が発生しており、期末日現在、期限の利益喪失事由に該当している。また、平成25年3月25日に株式会社ISホールディングスとの資本・業務提携解消に関する合意書を締結した結果、同社からの新たな資金調達が困難な状況となっている。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、事業報告に記載のとおり財務報告に係る体制の強化が課題ではありますが、取締役はその対処に取り組んでおり、また、当期の計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の適正性に影響が生じておらず、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

今後とも継続的な改善状況について注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年6月10日

燦キャピタルマネージメント株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）河 合 徳 彦 ㊟

社外監査役 金 子 歩 ㊟

社外監査役 三 嶋 政 美 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、100株を1単位とする単元株制度の採用を行います。なお、当社は単元株制度の採用と合わせて1株を100株に分割する株式分割も実施いたします。
- (2) 本議案は、平成25年10月1日を効力発生日として、(1)の単元株制度を採用し、単元株数を100株とするため、第8条（単元株式数）を新設するものであります。
また、単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第9条（単元未満株主の権利制限）を新設し、これに伴い現行定款第8条以下の条数を繰り下げるものであります。
- (3) また、(1)記載のとおり、当社は単元株制度の採用とあわせて株式分割を行うこととし、平成25年6月7日開催の取締役会におきまして、本議案が本定時株主総会で承認されることを条件として、かつ平成25年10月1日を効力発生日として、1株を100株に分割する株式分割を実施することを決定いたしました。これに伴い、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更するものであります。
- (4) 現行定款第6条の変更、第8条並びに第9条の新設及びそれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則第1条を設けるものであります。

2. 変更の内容
 変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分に変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行する株式の数は、<u>146,400株</u>とする。</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行する株式の数は、<u>14,640,000株</u>とする。</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 <u>当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>第8条～第41条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p>	<p>第10条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(単元未満株主の権利制限に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>第6条の変更、第8条ならびに第9条の新設およびそれに伴う条数の変更は、平成25年10月1日をもってその効力を生じるものとする。</u></p> <p>2. <u>本附則は、前項の規定の効力発生日をもって削除する。</u></p>

第2号議案 取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役金森昭彦氏が辞任いたします。

つきましては、取締役1名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※ 桐島 悠爾 (昭和56年3月23日生)	平成18年 4月 燦キャピタルマネージメント株式会社 入社 平成21年 4月 当社社長室 社長室チーム チーム長 平成24年 4月 当社事業サポート本部 課長 平成24年12月 当社経営管理本部 本部長代理 (現任) (現在に至る)	一株

(注) 1. ※印は、新任候補者であります。

2. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役河合徳彦氏及び金子歩氏が辞任いたします。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものです。

監査役候補者は、次のとおりであり、藤田剛氏は現監査役河合徳彦氏の補欠として、竹田臣征氏は、現監査役金子歩氏の補欠として、それぞれ選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべきときとなります。

なお、本議案につきまして、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	※ ふ じ た つよし 藤 田 剛 (昭和48年4月4日生)	平成9年9月 株式会社ダスキンヘルスケア 入社 平成13年4月 株式会社大橋仏壇入社 天理本店店長 平成16年9月 ひばりメディカルクリニック奈良在宅ホスピ スセンター(現医療法人ひばりホームホスピ スひばりクリニック) 入社 平成18年4月 社会福祉法人曙福祉会あけぼの保育園 入社 平成19年10月 燦キャピタルマネージメント株式会社 入社 平成23年4月 当社経営管理本部 総務人事部総務チーム チーム長代理 平成24年4月 当社経営管理本部 総務人事部 総務人事課 課長(現任) 平成25年2月 鳥取カントリー倶楽部株式会社 社外取締役 (現任) 平成25年2月 株式会社グランドホテル松任 社外取締役 (現在に至る)	一株
2	※ た け だ しげゆき 竹 田 臣 征 (昭和47年8月13日生)	平成9年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人ト ーマツ)入所 平成13年6月 公認会計士登録 平成16年5月 税理士登録 平成16年8月 竹田会計事務所開設 (現在に至る)	一株

(注) 1. ※印は、新任候補者であります。

2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 竹田臣征氏は、社外監査役候補者であります。なお、竹田臣征氏につきましては、大阪証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

4. 社外監査役候補者とした理由

竹田臣征氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識および経験を有しており、監査役に就任された場合に当社の監査体制に十分に活用して頂けると考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はございませんが、監査法人で培われた豊富な知識・経験を踏まえて、社外監査役として適切に職務を遂行できると判断いたしました。

5. 竹田臣征氏の選任が承認された場合は、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償の限度額は法令に定める最低限度額としております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結をもって任期満了により退任いたします。

つきましては、清和監査法人がその後任の会計監査人として適任と考え、新たに同監査法人を当社の会計監査人として選任することをお願いするものであります。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(平成25年1月1日現在)

名 称	清 和 監 査 法 人	
事 務 所	主たる事務所	東京都千代田区霞が関3-2-1霞が関コモンゲート西館32階
	その他の事務所	兵庫県神戸市中央区海岸通8神港ビルヂング1階
沿 革	平成16年3月	東京国際監査法人設立
	平成18年10月	清和監査法人に名称変更
概 要	構成人員	合計 115名
		パートナー（公認会計士） 13名
		専門職員（公認会計士） 23名
		専門職員（公認会計士合格者等） 31名
		専門職員(USCPA資格保持者等) 7名
		その他職員 11名
	関与会社数	契約嘱託公認会計士等 30名
	出資金	84社
		34,000千円

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区瓦町三丁目5番7号
野村不動産御堂筋ビル地下1階
野村コンファレンスプラザ大阪御堂筋
「コンファレンスルームL」



交通 地下鉄御堂筋線・中央線・四つ橋線 本町駅下車 1番出入口より 徒歩3分
地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅下車 11番出入口より 徒歩6分

*誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。